

地域で子どもを育むプロジェクト～信州こどもカフェ運営緊急支援助成～

2026年1月実施 募集要項

趣 旨	<p>物価の高騰により食品や日用品等の値上げが進む中、地域に食事や繋がりの場を提供する信州こどもカフェ（以下「こどもカフェ」という。）の運営を緊急的に支援するため、助成を行う。</p> <p>なお、この緊急支援助成は、物価高騰の影響を受ける食材購入費等の経費に充当するものとする。</p>
対象団体	<p>助成対象となる団体は、「信州こどもカフェ」の趣旨目的（子どもの健やかな成長を支援すること。）を十分に理解し、県内の子どもが様々な困難を乗り越え成長する力を育むことに寄与する活動を行う団体であり、かつ以下の（1）から（8）までをすべて満たすこどもカフェを運営する団体等とします。（法人格の種類、有無は問いません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）令和7年12月までに県内で開設され、営利を目的としないもの。 （2）同一地区内で計画的かつ月1回以上開催されるもの。 （3）以下アからウのいずれかに該当する複数の取組を行うものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学習支援と食事提供 イ 学習支援とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等） ウ 食事提供とその他の取組（悩み相談、学用品のリユース、高齢者との世代間交流等） （4）こどもカフェ参加者（ボランティア等こどもカフェの運営スタッフを含む。）に対して安全第一であること。 （5）こどもカフェの開設時に、現場を統括するリーダー及び子どもに対して適切な支援ができるボランティア等のスタッフが配置されていること。 （6）食事提供にあたっては、無料又は低額（実費相当程度）の料金とされていること。また、保健所の指導に従い衛生管理が十分に配慮されていること。 （7）活動内容が公序良俗に反しないこと。また、営利活動や宗教的活動、政治的活動が行われていないこと。 （8）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。 <p style="color: red; font-weight: bold;">※過去に「信州こどもカフェ運営支援助成」を受けた回数（受けたかどうか）に関係なく、上記（1）～（8）の要件を満たせば助成対象となります。</p>
対象経費	<p>こどもカフェの活動に要する経費</p> <p>需用費（食材費・消耗品費・燃料費・印刷費等）及び謝金</p> <p>食材費：米、カレー粉等</p> <p>消耗品費：紙、使い捨て手袋、容器、割り箸、袋、消毒用品、ガスボンベ等 イベントで使用する材料等</p> <p>ポット等の消耗器具（ただし、1件あたり100,000円以上の物品で1年以上にわたり使用に耐えると認められる物品は対象となりません。）</p> <p>燃料費：暖房用灯油、買出し・子どもの送迎に使用するガソリン代等</p> <p>印刷費：チラシ・資料等の印刷費、インク代等</p> <p>謝金：ボランティアへのアルバイト代等</p>

	<p>* 対象外→貸借料（使用料）・旅費・水道光熱費・修繕費等 ※領収書またはレシート等の明細（原則原本に限る）のあるものに限ります。</p>										
対象期間	令和8年1月1日から令和8年5月31日までに行う事業										
応募方法	<p>① 様式1 ② 団体の活動概要が分かるチラシや広報誌等 ③ 活動中の写真（1枚：個人が特定されないもの） 以上の書類を本会へ郵送にてご提出ください。 【提出締切】令和8年3月6日（金）必着</p> <p>※①は本会ホームページからダウンロードすることができます。 URL : https://www.nsyakyo.or.jp/kodomocafe/</p>										
助成額	<p>こどもカフェの開催頻度（令和7年4月～令和8年1月の10か月間）により、助成限度額は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額は、予算の範囲内で決定します。 ・助成金は、実績に応じた額でお支払いします。 ・助成額は、一つのこどもカフェあたりの額です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催回数頻度の区分</th><th>助成額（上限）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月1回（年間14回以下）</td><td>5万円</td></tr> <tr> <td>月2回（年間15回～24回）</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>月3回（年間25回～34回）</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>月4回（年間35回以上）</td><td>20万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※開催回数頻度の区分はR7.4～R8.1の10か月間の合計開催回数により、開催頻度が異なります。（詳細は様式1で確認してください。） ※期間途中（R7.12月まで）に新規で開設する場合も同様です。</p>	開催回数頻度の区分	助成額（上限）	月1回（年間14回以下）	5万円	月2回（年間15回～24回）	10万円	月3回（年間25回～34回）	15万円	月4回（年間35回以上）	20万円
開催回数頻度の区分	助成額（上限）										
月1回（年間14回以下）	5万円										
月2回（年間15回～24回）	10万円										
月3回（年間25回～34回）	15万円										
月4回（年間35回以上）	20万円										
助成決定から実施報告までの流れ	<p>(1) 助成の決定（3月中旬頃） 助成申請書をもとに本会において審査後、本会から各団体にお知らせします。 （交付又は不交付のいずれであっても通知します。） なお、申請多数の場合は活動内容や取組状況等により助成対象先を決定します。</p> <p>(2) 助成金（1回目）の送金（4月末） 交付決定額の範囲内で支払います。 助成決定後、指定口座に送金します。</p> <p>(3) 実施報告書の提出（6月中旬） 事業実施後に実施報告書を提出してください。</p> <p>(4) 助成金（2回目）の送金（7月末） 実績報告書により助成額を決定し、送金します。</p>										
助成金の返還義務	<p>次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還していただく場合があります。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。 (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。 (3) 対象活動の中止等により活動を完了できないとき。 (4) 事業規模の縮小等により助成金の交付済額に不用額が発生したとき。 (5) その他本会が必要と認めたとき。</p>										
申請書提出先	〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター										